

令和5年第2回
河内町議会定例会会議録 第2号

令和5年6月15日 午前11時02分開議

1. 出席議員 10名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	牧山	龍雄君
5番	高橋	稔君	7番	諸岡	周示君
8番	服部	隆君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	野澤	良治君
総務課	長	諏訪	洋一君
企画財政課	長	北澤	雅志君
農政課	長	寺崎	光則君
まちづくり推進課	長	坂本	紀幸君
秘書広聴課	長	小島	孝裕君
危機管理監		野澤	茂君
教育	長	鈴木	裕之君
教育委員会事務局	長	足立	誠君
町民課	長	吉田	茂久君
上下水道課	長	石山	茂樹君
都市整備課	長	香取	秀一君
福祉課	長	仲代	直人君
会計課	長	山田	さつき君
税務課	長	石山	哲也君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 伊藤 英樹

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和5年6月15日（木曜日）

午前11時02分開議

議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程3. 議案第2号 河内町議会議員及び河内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程4. 議案第3号 河内町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第4号 令和4年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程6. 議案第5号 令和5年度河内町一般会計補正予算（第2号）
- 日程7. 議案第8号 町有財産（旧金江津中学校）の無償貸付の更新契約について
- 日程8. 委員会提出議案第1号 河内町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程9. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号
- 日程3. 議案第2号
- 日程4. 議案第3号
- 日程5. 議案第4号
- 日程6. 議案第5号
- 日程7. 議案第8号
- 日程8. 委員会提出議案第1号
- 日程9. 閉会中の所管事務調査の件

午前11時02分開議

○議長（牧山龍雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、御了承くださるようお願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、かわち夢楽について、公共施設の利用状況については、山本 豊君からの質問です。

2、新型コロナワクチン接種による副反応・後遺症の深刻な実情と問題点について及び多岐に亘る副反応・後遺症の症例に応じた支援体制の必要性については、佐川洋司君からの質問です。

3、空き家対策について、区長会については、諸岡周示君からの質問です。

初めに、山本 豊君、登壇願います。

[1番山本 豊君登壇]

○1番（山本 豊君） こんにちは。1番山本です。本日は、産業観光交流拠点施設のかわち夢楽及び町内にあります公共施設利用状況等について、2件を通告に従い一般質問させていただきます。

詳細については自席にて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） まず、1件目なのですが、かわち夢楽の現状についてですが、年間の利用者数はどれほどなのかの現状の状況をお聞きします。

○議長（牧山龍雄君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

かわち夢楽での昨年4月のリニューアルオープンから3月末までの利用者数でございますが、農産物等直売所に来店されたお客様の中でレジを通過された人数として把握しておりますのが、約2万7,400人となっております。これを、平日や休日、イベントの開催日にはばらつきがございますので、それぞれの1日当たりの平均人数で見ますと、平日では約73人、休日等では約127人、イベント等では約209人がレジを通過された方の実績となっております。また、このほかサイクルステーションを含めましたほかの施設の利用状況でございますが、レンタサイクルの貸出し台数といたしましては105台、キッチンカー等の駐車場利用が84件の利用実績となっております。

このように、イベントや催事の開催につきましては、いつも以上により多くのお客様が来店され、出荷者の方と消費者の方との交流や農産物等直売所の活性化にも寄与する取組となっております。

このような取組から、かわち夢楽の認知度向上とともに、地域の魅力を発信するためにも、引き続き定期的に開催することが大変重要であると考えております。今後とも、地域コミュニティーの拠点としての機能の充実や情報発信の強化など、地域の魅力を発信し、集客につながる取組にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） 次に、直売所の出荷者数は、どのくらいの方が登録・利用されているかをお聞きします。

○議長（牧山龍雄君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの御質問と同じく、昨年4月のリニューアルオープンから3月末までの出荷者の登録の推移につきましては、オープン当初では、町内の方が57名、町外の方が26名でございまして、合わせまして83名となっております。3月末時点になりますと、町内の方が67名、町外の方が33名で、合わせますと100名となっております。当初に比べますと17名が増加している状況にございます。

この全ての出荷者の方につきましては、農産物や加工品等を販売することを通じまして農業所得の向上及び消費者との交流を促進することの目的を持って設立をされました協議会に所属をされております。この中で毎月定期的に役員会が開かれ、専門部会の部会長と共に、イベント等の開催案の協議ですとか、役員相互の情報交換と親睦を図りながら、活発な意見交換が行われているところでございます。

今後とも、お客様が求める新鮮で安全な農産物等を提供していくためにも、生産技術等の向上を図る研修会とともに、品質の高い農産物や加工品等の出荷に向けた活動にも取り組みながら、町といたしましても、出荷者の方々との連携強化にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） 先ほどの質問の中で利用者数と直売所の出荷者数等ありましたが、その二つを踏まえて、今後の施設運営の計画等についてお聞きしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

施設運営の今後の計画との御質問でございますので、建設事業費を含めましてお答えいたします。

現在、産業観光交流拠点施設のかわち夢楽では、秋頃を目途といたしましてグランドオープンに向けて準備を進めているところでございます。この中で、現在建築中の観光情報発信交流施設につきましては、飲食を通じて町民の方や観光客のにぎわいづくりの創出をコンセプトに、交流人口や観光人口の拡大、地域雇用の創出、野菜や米の地場製品の活用など、様々な役割を持った地域経済の活性化を目的とした施設でございます。

当該施設の建設事業費につきましては、2か年の継続費事業として5億9,950万円が建設費となっております。この財源につきましては、地域の持続的発展の支援を目的としました過疎対策事業債を活用することを予定してございます。この当該事業債につきましては、対象事業費に対する充当率は100%で、元利償還金の70%が交付税措置される有利

な地方債となっております。また、一般財源で措置します30%の財源につきましても、施設の運営事業者より建物の耐用年数を基に算定しました賃貸借料相当額の支払いを受ける予定としております。さらに、このほか施設運営に関わる人件費や維持管理費などにつきましても、町に対する運営コストなどの負担もなく、民間事業者の活力とノウハウを取り入れることで、かわち夢楽の施設全体の相乗効果も期待されるところでございます。

次に、農産物等直売所とサイクルステーションにつきましては、建設時の事業費の内訳を含めましてお答えいたします。

建物の本体工事費といたしましては1億1,440万円となっております。このほか当該施設に付随する主なものといたしましては、委託料や備品購入費、外構工事などを含めました合計額としては約1億5,600万円となっております。このうち、当該建設事業費につきましては、地方創生臨時交付金の充当事業として1億1,231万5,000円が充当額となっておりますので、町の財政負担の軽減も図られた事業であったものと考えてございます。

次に、リニューアルオープンからこれまで農産物等直売所における様々な御意見、御要望をいただきました施設の改善策につきましては、今定例会におきまして、補正予算案の施設改修工事費として8,669万1,000円を上程させていただいているところでございます。

改修工事の主な内容といたしましては、四つの工種が予定されてございます。

一つ目が、加工所への改修工事と販売レイアウトを変更し、サイクルステーション側へ売場を拡張する工事でございます。二つ目が、1階の既存の下屋部分へ、さらに透明な折板ぶきの屋根を拡張する増設工事になります。三つ目が、2階の展望テラスへ開閉式のひさしを設置し、日よけや雨よけ対策を行う改修工事です。最後の四つ目が、施設の屋根に太陽光発電パネルを設置し、環境への配慮に加えまして電気料金を低減させる工事となっております。

いずれの改修工事につきましても、利用者の皆様や関係者の皆様の御意見、御要望を反映させながら、全てのお客様が快適に利用できる環境を整えることで、よりよい運営環境と利用される方の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

このように様々な取組から、当該施設の目的にもありますように、農家の方や生産者の方に生産や出荷を通じてやりがいや生きがいを感じていただくためにも、継続的な取組の強化や拡充が必要であると考えております。地域の特産品や加工品など地域の特色を反映した商品の充実にも努めながら、消費者のニーズに合わせた多様な品ぞろえの提供にも取り組んでまいります。また、魅力を広く伝えるためのSNSやホームページを活用した情報発信や広告の幅広い展開など、イベントや催事の開催とともに、地域の人々が集まる場を提供し、消費者と生産者がコミュニケーションを図ることで、地域の交流にもつなげてまいります。

これらの取組を進めながら、地域全体の魅力をアピールし、地域の農業振興や地域経済の発展のためにも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） ありがとうございます。

それでは、次の2件目の質問なのですが、公共施設の利用状況等についてお聞きしたいと思えます。

初めに、町内施設、中央公民館、農村環境改善センター、つつみ会館の利用者数の現状をお聞きします。

○議長（牧山龍雄君） 足立教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（足立 誠君） 山本議員の質問にお答えいたします。

令和4年度の中央公民館や農村環境改善センターの利用者数ですが、中央公民館は利用延べ人数6,574人です。主に、生涯学習に関する団体等が利用しています。

次に、農村環境改善センターですが、利用延べ人数2,914人です。主に、芸術文化活動の団体等や講演会などで利用しております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） 山本議員の御質問にお答えします。

令和4年度のつつみ会館利用者数でございますが、窓口での証明書発行者数、各種税金、水道料、保育料等の収納者数、施設利用者数を合計した昨年1年間の来館者延べ人数は3,323名になります。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） 次に、運動施設、運動広場総合グラウンド、トレーニングセンター、テニスコートの利用者数についてお聞きします。

○議長（牧山龍雄君） 足立教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（足立 誠君） お答えいたします。

令和4年度の運動施設の利用者数ですが、多目的野球場利用延べ人数6,969人です。農業者トレーニングセンター利用延べ人数1万2,236人です。テニスコート利用延べ人数960人です。これらの運動施設の主な利用者は、スポーツ少年団やスポーツ協会加盟団体等となります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） 次に、今後の各施設、中央公民館、あと、仮称でしょうけれども、みずほスポーツ施設、つつみ会館、旧河内中学校、旧生板小学校の今後の利用整備計画等についてお聞きしたいと思えます。

○議長（牧山龍雄君） 足立教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（足立 誠君） お答えいたします。

中央公民館は1970年に完成し、50年余り経過しており、近年、老朽化が著しく進み、改修にも耐えないと判断したため、今年度解体する予定です。また、本年度内に基本設計や実施設計を進め、令和6年度に新中央公民館を同じ場所に建設する計画がございます。建物の詳細につきましては、利用者等の意見を大切に、よりよい中央公民館にしたいと考えております。

次に、みずほスポーツ施設でございますが、旧みずほ小学校のグラウンドに多目的スポーツ施設として、人工芝の施工を予定しております。人工芝のグラウンドはクッション性が高く、膝や腰への負担が少ないです。また、令和6年度には照明設備の導入も計画しております。整備をしたグラウンドでは、少年サッカー、フットサル、グラウンドゴルフ等のスポーツの場としてはもちろん、ウォーキングや健康体操、ヨガなど、健康維持、交流の場としての利用も可能にし、町民の皆さんが多様な目的でいつでも利用ができるような施設整備を考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） お答えします。

つつみ会館は昭和63年に建設されてから35年が経過しており、施設の老朽化が進んでおりますので、随時改修工事を行っております。現在行っている工事は、調理場及び食堂を改修しております。

今後の改修予定ですが、電力会社点検指導によるキュービクルの交換工事、2階南側4部屋のリフォーム工事、屋上その他雨漏りによる防水工事、河川敷の運動公園改修工事等を予定しております。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 旧河内中学校につきましては、昨年7月に設置されました新庁舎検討委員会におきまして、新庁舎の建設候補地の一つとして検討されていることもあり、現時点におきましては、その他の利活用につきましては保留となっている状況でございます。今後、新庁舎検討委員会からの報告内容を踏まえ、改めて検討が進められるものと考えているところでございます。

次に、生板小学校でございます。旧生板小学校につきましては、3月の議会におきまして、中古パソコン等の買取り、修理、販売及び保守等を主な事業としておりますリングロー株式会社への無償貸付について承認を得たところであります。現在、7月からの使用開始に向けて調整を進めているところでございます。

具体的な活用の内容ですが、利活用審議会をはじめ議会、住民説明会におきましても説明がなされました「おかえり集学校プロジェクト」として、借手であるリングロー株式会

社の強みでもありますIT機器や様々なプロジェクトを基に、IT交流施設として、廃校に再び人々の集う場所として活用するものでございます。既に全国の15の市町村におきまして同様の活用が図られているところであり、当町におきましても、地元でのスタッフの雇用や住民向けのスマホ・パソコン等の相談会などを開催していくなど、地域活性化に貢献できる施設として活用する予定でございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） 最後に、中央公民館、みずほスポーツ施設、つつみ会館の建設費等についてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（牧山龍雄君） 足立教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（足立 誠君） お答えいたします。

新中央公民館は、基本設計を始めたところです。建設費等の詳細につきましては、今後決定していきます。

なお、財源につきましては、過疎対策事業債の活用を予定しております。

次に、みずほスポーツ施設の建設費につきましては2億2,660万円です。財源は、スポーツ振興くじ助成金が約3,800万円、助成金を差し引いた額が過疎対策事業債の対象となります。過疎対策事業債の元利償還金の7割程度が交付税措置される予定です。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） 現在実施している厨房・食堂改築工事は、令和5年度当初予算3,000万円で、財源は全額、公共施設整備基金になります。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 1番山本 豊君。

○1番（山本 豊君） ありがとうございます。各施設、コロナの影響等、また、施設の老朽化の危険性等もあつたりして、今後、利用者の要望等もあるかと思いますが、修繕、建設、今後の維持管理費等もお金のかかることですので、町においても十分調査等を行い、必要最小限の予算で行っていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（牧山龍雄君） 次に、佐川洋司君、登壇願います。

[2番佐川洋司君登壇]

○2番（佐川洋司君） おはようございます。2番佐川洋司です。よろしく願いいたします。

今回の質問にちょっと関係があるのですが、ファイザー社のCEOアルバート・ブーラが、FBIに逮捕されました。その内容は、ワクチンデータの捏造と政府、メディアの買収の贈賄ということで起訴されています。今回、私の質問にちょっとダブってくるのです

が、町民のやはり生命と安全に立った、これから質問をさせていただきます。簡潔な返答をよろしくお願い申し上げます。

では、通告に従い一般質問を行います。質問事項は、新型コロナワクチン接種による副反応・後遺症の深刻な実情と問題点について、そして、多岐にわたる副反応・後遺症の症状に応じた支援体制の必要性についてお聞きします。町民にとって、最優先事項です。

詳細は自席にてお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） まず、私の質問を始めるに当たって、COVID-19ワクチンの接種による被害状況が極めて深刻であるということを知っていただく必要があると思います。そして、このmRNA遺伝子ワクチンは、正当で効果的なワクチンなどではなく、端的に言えば、大量の死者、重篤な副反応、後遺症に苦しむあまたの被害者を生み出した有毒物質であるという事実をきちんと認識していただく必要があります。

これまで皆さんは、執行部の皆さんは、政府の方針に従いますという答弁を繰り返してこられました。そのような責任逃れの言い訳はもはや通用しない段階に来ています。フェーズが変わってしまっているからです。

2021年9月、PHMP Tというハーバード、イェール、UCLAなどの30人以上の医療・公衆衛生の専門家や科学者グループが、米国情報開示法に基づき、アメリカ食品医薬品局をテキサス州連邦地方裁判所に提訴しました。その結果、2022年2月、裁判所命令により、ファイザー社の社内機密レポートが公開されました。これは、2020年12月中旬から2021年2月末までのワクチンデータで、アメリカ食品医薬品局はこの情報に初めからアクセスすることができていました。そして、公開前は、極秘扱いとされていました。約40万ページもの文書ですので、裁判所は数か月にわたって数万ページずつ公開せよという命令を下しました。これはインターネットで一般の方も閲覧できますので、各自お調べいただきたいと思います。

このmRNAワクチンは御承知のとおり、2020年11月初旬に発売され、12月中旬から各国で集団接種が開始されましたが、ワクチンの集団接種の開始直後から、米国、英国、イタリア、ドイツ、フランス、ポルトガル、スペインなどの各国政府は、副作用の状況と死者数を確認していました。

これから述べることは、ミシェル・チョスドフスキー教授が、公開されたファイザー機密文書を分析した論説の概要となります。分かりやすいと思いますので、紹介させていただきます。

2022年4月に公開されたこれらの国々の最新データによると、2020年12月から接種した人のうちの7万人が死亡、1,100万件が副作用に苦しんでいるということが確認されています。そして、正式に発表される割合は、実際の件数の約3%のみであることが分かっています。それでも7万人の死者と1,100万件の副作用が発生しており、これは政府が正式

に発表した数ですから、これを否定することはできませんと述べられています。

ちなみに、約3%という、この2か月半の間、死者数は233万3,000人になります。同教授の論説の概略は、ファイザー社は接種開始から2か月半の間に収集したデータに基づき、ワクチンが危険であることを十分に分かっていたはずですが、しかし、この期間はまだ調査が終わっておらず、故意ではなく人を死なせてしまったということです。つまり、この期間に、ファイザーや各国政府はこのワクチンが危険であることを知っていましたが、調査の途中だったため、彼らはまだワクチンプログラムを止める決定を下さなかったのだと言えます。しかし、その後の局面では、事情が異なります。政府はワクチンプログラムの即時停止を決定できたにもかかわらず、その後もやめずに、製薬会社にワクチンの供給を続けました。したがって、法的視点からは、ファイザーの社内極秘レポートを裁判所に提出すれば、殺人罪になると言えるでしょうと述べています。

つまり、このワクチンは有害物質が含まれていることが確認されたので、政府は国民の権利を尊重して、すぐに接種を止めさせる義務がありました。同時に、政府は国民に、ワクチンは有害物質が含まれており、接種を止める必要があると伝える義務がありました。そして、ファイザーは、このワクチンの販売を中止すべきでした。私たちは法的視点から考える段階に来ています。これは、もはや過失致死罪ではありません。故意に大量の死者と副作用を引き起こしたからですと述べられております。

2021年10月に公開された初期の極秘社内レポートでは、これには、大量死、心疾患、神経疾患、がん、呼吸器系疾患、その他ありとあらゆる症例が記載されています。したがって、ワクチンプログラムを直ちに止めるべきでした。それでも、WHOと各国政府は、ワクチンがコロナ危機の唯一の解決策であるとして、国民にワクチンを接種させてきたわけで、多くの科学者からmRNAワクチンをもたらす壊滅的な影響について警告していたのに止めようとしなかったのです。このように、ファイザーの社内極秘レポートは、ワクチンの危険性に関する証拠を詳細に示しています。

それでは、私の質問に入りたいと思います。

河内町町長のワクチン接種を推進するとの方針に対して、私は接種開始時より、インフォームド・コンセントの観点から、接種には強く反対してきました。有害性を指摘する国内外の論文なども提出し、再考をお願いしてきたわけですが、執行部の皆さんは積極的に調べるわけでもなく、世界的に優れた専門家の警告にも耳を貸しませんでした。

新型コロナワクチン接種によって接種後の突然死や心筋炎、心膜炎、血栓、がん、失明、呼吸障害、歩行困難、脱毛、難聴、蕁麻疹、帯状疱疹、自己免疫疾患、倦怠感など、ありとあらゆる症状の副反応、後遺症が生じています。症例はそれと違うものの、共通して言えることは、日常生活が以前のようにできない状態が続いているということにあります。また、症状が多岐にわたるため、本人が副反応や後遺症であることに気づかないケースが多いと言われています。また、ワクチンを接種した医師に、体調不良はワクチンが原因で

はないかと訴えても全く相手にされず、副反応の報告を上げてもらえないケースも多いと言われています。通院等により経済的負担が増える一方で、症状の長期化で休職・休業を余儀なくされるなど、実情は大変深刻です。

日本以外では既に接種を中止しており、6回目の接種は世界でも日本だけです。公共放送であるNHKや大手メディアもワクチン接種による健康被害についての情報はなぜか取り上げず、むしろ接種を推進してきたため、国民の多くは今もワクチン接種による健康被害の実情を知らずにいます。

このように、世界中で大量死と数え切れない有害事象が起きているわけですから、河内町だけが例外のわけはありません。つまり、これほどの惨事を目の当たりにしても盲目的に政府の指示に従うのでは、地方自治の責任として責務は果たされていないと言うべきで、責任放棄でしかありません。地方自治体には、何より住民の生命と安全を守る責務があるからです。この点、大阪府の泉大津市では、接種券配布を中止して、接種希望者に接種券を取りに来てもらうという形で対応しました。そして、接種券に、ワクチンは感染予防効果を期待できるものではありません、中長期的な人体への影響については明らかになっていませんと書かれた市長メッセージも同封しました。

茨城県内では、常総市などは子供の接種券の配布を中止しています。河内町については、私は接種券の配布はすぐにでも中止すべきであると思いますが、配布を続けるというのであれば、ワクチン接種による被害の実情を把握し、町民にワクチン接種の危険性を知ってもらうためにも、接種後の健康状態についてのアンケート調査をすべきだと思います。私は、被害者の救済が急務であると考えます。泣き寝入りをつくらないという泉大津市の英断に学び、きめ細かな支援体制の構築と整備を行っていただきたいと思います。ぜひ、真摯に御検討ください。

ちなみに、泉大津市では、泉大津市以外の市町村からの問合せにも対応して、治療費の助成を行っています。これは、ふるさと納税、また、クラウドファンディングで、市外の被害者の治療費も助成しているということです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（牧山龍雄君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 佐川議員の御質問にお答えいたします。

市町村は、国が示した新型コロナウイルスに対するガイドラインに沿って、住民の安心安全を守るために連携を図ってまいりました。国のコロナ対策は、令和2年1月15日に国内初のコロナ陽性者が確認されて以来、国及び県が主体となって対策を進めてきました。それに合わせて、住民もマスクの着用、手指消毒や手洗い、3密の回避、緊急事態宣言といった、できる限りの個人防護を行ってきました。

そして、ファイザーやモデルナワクチンが日本に供給されて初めて、守りから攻める姿勢に転じたと思っています。国から副反応等も公表されましたが、それらを含めて、国の

責任の下、自治体が国民と一体になってコロナに立ち向かい、有事から平時に現在は至ったものと私は思います。

また、河内町役場職員がコロナに感染シクラスターとなった場合、町民サービスが著しく損なわれることとなります。ここでも、いわゆる有事となるわけです。

そのため、防災グループでは安全管理、リスクマネジメントの部分ですが、令和2年4月中に河内町役場新型コロナ感染症予防対策マニュアルというのを作成しました。そして、周囲に先立ちながら、職員周知を行いました。また、去年は、町民参加型で大規模水害発生時の広域避難訓練を行いました。その際も、これも国からのガイドラインがございましたが、避難所のレイアウトなどコロナ対策を行いながら、町民の安心安全を図るものいたしました。

そして、危機管理、これはクライシスマネジメントになりますが、新型コロナウイルス感染者の発生を想定し、ホットゾーンの消毒要領、感染防護、これらは、町に以前から備蓄してあったタイベックスーツ、そして感染防護衣、これらの着訓練や消毒訓練を職員に向けて行いました。また、職員向けにウイルス感染症の知識とゾーニング、消毒要領など防疫に関する勉強会も実施をいたしました。同時に、新型コロナウイルスに感染し、食料の確保が困難となった御家庭に対して、1人5日分の食糧支援を計42件、138人に行いました。

河内町としましては、このように予期せぬ事態、これは危機的状態なのですが、それに対処できる準備や対応をこれからも行っていく所存でございます。

以上であります。

○議長（牧山龍雄君） 次、吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） お答えします。

新型コロナワクチン接種体制の基本設計は、国の指示の下、都道府県の協力により市町村において予防接種を実施するとあり、現在も接種を希望する数多くの町民のため、実施しております。

御質問のワクチン接種後、副反応を伴う症状で医療機関を受診したい場合、御自身が接種を受けた医療機関やかかりつけ医の医療機関を受診していただきます。さらに、接種後の症状からより専門的な対応が必要であると判断された場合、受診された医療機関から総合的な診療が可能な医療機関を紹介いたします。茨城県においても、13の医療機関において対応可能となっております。また、予防接種により健康被害が生じ、治療が必要になったり障害が残ったりした場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると認定されたときは、予防接種法に基づき、医療費や障害年金等の救済が受けられます。

接種券配布の中止については、国、県からの指示はございませんし、他市町村による接種券配布中止の確認も取れておりません。ただ、5歳から11歳の子供に対する接種券は、申込み制になっている自治体は確認しております。

新型コロナワクチンを無料で接種できる期間が延長されました。今までと同様に、国、県、町が発信しておりますワクチンの有効性、安全性などに関する情報等を確認していただき、期待されると言われるメリットと副反応などのデメリットを知った上で、御本人、御家族及び保護者の意思で接種を受けるか受けないかの判断をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（牧山龍雄君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。

新型コロナウイルスの件ですが、2類から5類に変わったわけですが、何か変わったこととしてあるのでしょうか。今、大変な死亡超過数が、とんでもなく増えています。東日本大震災の人数よりもはるかに多い数が、厚労省のデータで出ています。これからも、もっと増えていくことだと思います。一部では、ワクチン接種して2年から3年の間にそういう症状が出やすいという情報も出ていますし、私が、昨年亡くなられた方が結構いらっしゃるんですけども、身近な人で昨年で12人亡くなっています。高齢者ばかりではありません。もちろん国のほうでは認めないと思いますけれども、いずれ認めるような形にはなるとは思いますが、ワクチンの影響だと思っています。

もう一つ言いたいのは、ワクチンを接種して、その後遺症被害が出ているということだけではなく、ワクチンを接種していない人がシェディングで体調を壊しているというものは、かなり出ています。ですから、子供さんもそうなんです、子供さんもやはりワクチンを打ってなくて、プールで具合が悪くなってというのはやはり集団で出ていますし、子供さんが放送室で具合が悪くなったというのも、やはりシェディングが問題だろうというふうな情報では出ています。あとは、埼玉の春日部高校だと思えるのですが、今、学級閉鎖になっていると思います。コロナで学級閉鎖という情報も出ています。

今、世界中でこれだけワクチン接種が取りやめになっている状況、訴訟が起きている状況で、日本だけワクチンの内容物が違うのでしょうか。あり得ませんよね。まして、インフルエンザなどでも何度も何度も打ちますか、6回も7回も。ワクチンを打っているということは、今まで効いてないから打っているのだと思います。微毒性なので、すぐに症状は出てきません。ですから、2年後3年後、これからどんどん増えてくるということも懸念材料の一つです。

今回私は、そういう今回質問にしましたけれども、情報が急に入ってきたものですからそういう質問にちょっと内容を変えました。ただ、泉大津市の場合には、やはり厚労省自体が発表しているのです、ワクチンの有効性は確認できていませんと厚労省の大臣が発表しているのです、それでも推奨しますと言っているわけです。ですから、泉大津市では、有効性は確認できていません、この先どういうふうになるかも分かりませんというふうな市長メッセージがワクチン接種券と一緒に送られているわけです。

ですから、河内町は、国がこう言っているから、国の方針でこうだからと言う前に、まず、政府を守るのか町民の命を守るのか、どちらが優先なのか。例えば町民の命のほうを優先的に取ったとしても、何もなければいいことだと思います。今回の状態のように、町民課だけの判断でできる枠には、もう枠は超えてしまっているのです。今回、危機管理監のお話もお聞きしようと思って、危機管理監に返答もお願いしました。

こういう事情で、今回質問をさせていただきました。ぜひ検討していただいて、河内町、今現在で大変な数の人が亡くなっていると思います。今年中に100人は超えるというふうに、町長はおっしゃっていました。これは異常な数だと思いませんか。ですから、少しでもそういう体制を、ぜひ構築していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（牧山龍雄君） 次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔7番諸岡周示君登壇〕

○7番（諸岡周示君） 皆さんこんにちは。7番諸岡周示です。先ほど佐川議員がワクチンの話をしていましたけれども、感染症の位置づけも5月8日に2類から5類に変更になりました。大分いろいろな面で、国内外、人の動きが活発になりました。日本においても、外国人の観光客が増え始めているところでもあります。また、イベントや会議なども数多くできるようになりました。

さて、今回の質問は、全国的にも問題が起きている人口減少に関連することと考えますが、1番目に空き家対策について質問をいたします。2年ほど前に先輩議員の星野議員が質問いたしました。非常に難しい問題であります。当町においても空き家・空き地が増えている現状を考えますと、町で何とか独自に何か対策をできないものか、これは星野議員も言われていましたけれども、そういうことを質問いたします。

2番目に、5月に区長会がありました、そして私、広報紙も拝見したんですけれども、先ほど人口減少の話もしましたが、生板地区の行政区の数が金江津地区の行政区に比べると倍以上にもなっているというようなこともありまして、もう少しスリム化にはできないものかと考え、質問をいたします。

詳細については自席にていたしますので、担当課長、そして野澤町長にはよろしく答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 空き家対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案が3月3日に閣議決定されて、今国会において審議されると思います。また、参議院においても、報道では可決したというようなこともちょっと聞きましたけれども、そこで、現在、町ではどこまで空き家・空き地に対して把握をし、そして対策をしているのか、まず現状を教えてくださいたいと思います。

それと、進める中で問題点がかなり出てきているというのもありますので、その辺も含

めて教えていただきたいと思います。また、令和3年8月に空き家対策の協議会が開かれましたけれども、その後何もこの間、協議会がなされてない、それはどのような理由なのか、その辺も含めてお願いしたいと思います。

いずれにしても、私のほうにもかなりいろいろお話が来ているんですけれども、住民の皆さんは、近所にやっぱり空き家・空き地があると、非常に不安を抱えている現状であります。そこで、今までの質問に対して、担当課の課長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 香取都市整備課長。

○都市整備課長（香取秀一君） 諸岡議員の質問にお答えします。

都市整備課で行っています空き家対策の現状ですけれども、管理不足による廃墟化や雑草の繁殖など、近隣に悪影響のある土地・家屋の所有者、管理者に適正な管理をお願いしているのが現状でございます。

令和元年4月、河内町空家対策計画の策定時では約250件を調査しまして、65件の空き家件数と認められるものがありました。それ以降は、その65件以外にも随時、連絡のあった場所は現地を確認し、空き家と認められる家屋については、1年に一度ですけれども、現地調査を行っております。今現在、空家台帳上104件が空き家等、うち管理が不全なもの70件と把握しております。適正管理の通知については、令和3年度86件、令和4年度28件ほど通知しております。

問題点といいますか、作業を進める上で課題となっているものは、所有者・相続者の特定でございます。課税台帳上、課税保留となっている物件など、相続調査がかなり負担となっております。

空家対策協議会の開催ですけれども、コロナ禍の影響もあり令和3年8月に開催しただけになっております。現行の河内町空家対策の計画期間が今年度までとなっておりますので、現在、更新作業を進めております。空家対策協議会については、計画の更新もありますので10月以降になってしまいますけれども、年度内に2回ほど開催を予定しております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 今、問題点として、相続ができないというようなことがちょっと今ありましたけれども、では逆に、これはちょっと税務課のほうになってしまう、今日は税務課には通告を出してないのであれなんですけれども、税の徴収は、私は税務課にこの間確認したところ、徴収はできているというような話でした。

そこで今後、国会で通れば、特定空き家と認定して、これは一つの案ですけれども、固定資産税の優遇措置の解除、これ一つの案です、税をそれで増やしてはどうかというようなことも私は思います。また、都市整備課担当ですけれども、やっぱり税務課とか町民課とかの一つの専従チームをつくって、それで専門職を置いた対策が必要ではないかと私考えるんですけれども、まず、都市整備課として、その辺はどう考えるのか答弁をお願いし

ます。

○議長（牧山龍雄君） 香取都市整備課長。

○都市整備課長（香取秀一君） お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、問題点としまして、課税保留者など所有者が不明、相続放棄している物件に対しての相続権者の洗い出しにかなり時間がかかる作業となっており、苦慮しているところです。また、私有財産に関する問題のため、行政としての対応が難しいなどありますけれども、都市整備課で行っています空き家対策は、きちんと管理されていない家屋や土地の所有者に適正な管理をしていただくことをお願いしております。

諸岡議員からのお話のとおり、特別措置法の一部が改正になり、特定空き家を認定し、固定資産税の優遇措置の解除なども今後は考えていかなければなりません。都市整備課だけでは対応も難しいと思います。世帯状況を把握している町民課や、固定資産税を賦課している税務課、定住促進を扱っている企画財政課など、関係各課の連携はとても重要なことであり必要だと思います。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

後からちょっと町長に答弁をいただきますけれども、次に、定住促進の事業について質問をいたします。

町は最初、最大80万円の補助事業を進めて、今年4月に移住者プラス住宅取得者に対して最低180万円の補助事業が始められたと思いますけれども、現状は今の程度、問合せまたは申込みが来ているのか、ちょっと担当課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 定住促進事業についてお答えさせていただきます。

定住促進事業は、地域の人口減少や過疎化などに伴い空き家等が増えている地域におきまして、流入人口の増加を含めた定住を促進することを目的に、全国の市町村で様々な取組が行われているところでございます。

当町の定住化対策につきましても、これまでも各担当課の施策として、子育て世代の将来的な定住化を目的とした子育て支援住宅の建設、子育て支援補助制度、保育料の無償化、また学校給食の無償化など、子育て世代への支援を通して町への定住化促進を進めているところでございます。

御質問をいただきました、定住促進事業につきましては、定住・移住希望者の促進、これに加えまして、空き家の有効活用を目的に、令和3年10月に定住促進事業補助金制度及び河内町空き家登録制度として新たに設定したものでございます。

定住促進事業補助制度につきましては、移住者を含め、現時点におきまして当町にお住まいになられている方々に対しても引き続き当町に定住していただくことを目的としてい

る制度でございます。新築または中古住宅を取得し、当町に居住実態を有することで、最大、御質問にもありましたが、80万円の補助金が受けられるものであります。制度の運用から約1年半となりますが、これまでに42件、世帯員数で142人の実績でございます。そのうち、他市町村から転入世帯が13件、世帯員数で35人の実績となっております。

今年度からは、県と共同で実施いたします移住支援事業と併せまして、条件が整った場合につきましては最大で180万円の補助が受けられることから、定住対策としての効果につながればと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） やはり定住促進をするためには、当町の職員なんかもそうなんですけれども、かなり外から来ている職員もいますよね、その辺の意識もちょっと違うのかなという考えもあるんですけれども、やはり働く環境、そして、その雇用を促進する、相談や子育て支援に対して分かりやすく紹介できる、そういうようなことが大事だと考えるんです。

そして、その対応の仕方、もう少し工夫を凝らす必要があると考えますけれども、その辺、担当課としてはどう思われますか。

○議長（牧山龍雄君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 今年4月からでございますが、移住を希望されている方々を対象とした、町の情報提供を目的としたポータルサイトを町ホームページ内に作成し、公開を始めたところでございます。この移住者向けのポータルサイトには、暮らし、手続、環境、これをテーマに、先頃リニューアル発行いたしました町勢要覧をはじめ、子育て支援事業、定住支援事業、これに加えまして、各種行政手続等に関する情報を掲載いたしました。移住希望者の多くが、ホームページやSNSを活用し情報を収集し、移住支援等の比較検討を行っているということでありますので、併せまして、民間事業者の運営する移住者向けの専用サイトにもリンクすることで、広く周知を図っているところでございます。公開から2か月となりますが、これまでに約2,100回のアクセス数をカウントしており、河内町への移住希望者の増加につながればと考えております。

御質問にありました、働く環境や雇用促進につきましては、起業者支援として事業所や事務所等の新設・増設に伴う固定資産税等の一定期間の課税減免、農業・商工業支援として新たなブランド商品の開発等に伴う事業費補助制度につきましては紹介しているところであります。移住者向けの直接的な雇用等に関する情報は掲載はしていない状況でございます。移住者支援はもとより、定住者支援も含めまして、就労、雇用に関する情報は重要な条件の一つと考えられることから、掲載していく内容や制度の整備も含めまして、関係機関や所管する担当課とも協議しながら随時対応していきたいと考えております。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） よろしくお願ひします。

そこで、野澤町長に質問をいたします。

町長も2年と1か月ですか、たちました。そこで公約として挙げていた、空き家・空き地に対して積極的に取り組むというような公約をされましたけれども、先ほど両担当課長が言いましたように、担当課だけでは限界が私あると思うんです。

そこで、やっぱり茨城県44市町村ありますけれども、どこでもいろいろなことをやっているんで、もっと特別なことをやらないと、私はこれは解決がなかなか難しいかなと思うので、専従チームを置いて、専門職、これはある程度国からの補助金も多分出るはずなので、そういうような、取り組むことが私は重要だと考えますけれども、税務課や町民課やいろいろなものを合わせた専従チーム、それで専門職を置くと、その辺の考えを野澤町長、今後ちょっと検討できないかという提案なんですけれども、答弁をお願いします。

○議長（牧山龍雄君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 諸岡議員の質問にお答えします。

空き家・空き地対策は、近隣の住民にとっても非常に危険度も増しますし、住みづらいというのが実情でもあると思います、その中で、やはり所有者の方が土地建物に対する管理意識っていうんですか、それをやはり持っていただくというのが、まず第一歩だと思います。

そして、補助金としては、貸手と借手で5万円ずつとかってやっていますけれども、これはなかなか難しいところもあります。その中でもう1個心配なのが、今、独り暮らし、独居で住んでいる方が200人近くいますけれども、これ、はっきり言っちゃうと、予備軍になっちゃうんですよね。この後、亡くなった場合に空き家になってしまうということもありますので、その辺も踏まえて、民生委員の皆さんに情報を入れてもらうとか、あとは、相続の関係を、個人情報もありますけれども、その辺の情報も聞き出しながら、なるべく早く相続をして、貸す意思があるとかないとかっていうことをやらないと、2年3年のうちにそれがまた増えてしまうというのが多分現状だと思います。

そして、新しい家だったり農家住宅じゃないところは不動産屋あたりがぼんと入ってきて、すぐに売ったり買ったりしてしまうので、やはり農家に、住んでいる住宅の戸建てを何とかまずしないと、屋敷も広いし樹木も増えてくるということもありますので、その辺は何とか早急にその辺を考えていきたいと思います。

また、専属チームということなんですけれども、やはり四つの今、課に分かれておりますので、税の問題であったり相続の問題であったり、いろいろな問題を一つに合わせるのには、どこの課に持っていくとか、どういう人が例えば一番ふさわしいのかというのを、これからちょっと模索をしながら早急にやっぱり考えていかないと、この問題はやはりたらい回しになってしまうと解決はしませんから、その辺はできれば早急に、今ここでいつまでということはお答えはできませんけれども、できれば来年4月ぐらいまでには形とし

て、何らかの形を見られればいいのかなどというふうに思っております。

また、予算が確保できれば、財源もありますけれども、解体をする助成をするとか、伐採助成をするというのも、財源があれば、少しでもお金がつくとやはり意識づけにもなると思いますので、その辺も含めて、やはりいろいろな角度から攻めていかないと、この対策は本当になかなか解消できない部分があります。この原因としては、やはり持っているのは個人の土地なので、勝手に今の段階では壊すことも売ることも貸すこともできませんから、やはり持っている方の理解を、早めに情報収集をして、その後、そういった形で専従チームをつくるなり、補助金を出すなりしていくというのが一番だというふうに思いますので、もうしばらく時間をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 近い部分に専従チームをつくるというような町長のお考えです。ありがとうございます。よろしくをお願いします。

次に、同じような質問になりますけれども、区長会について質問いたします。

先日、広報紙を拝見したところ、新年度の区長さんが、5月14日に区長会が開催されて新区長さんが紹介されました。

まず初めに、冒頭言いましたように、戸数ばかりではないんです、これはやはり金江津地区に比べると、生板地区は倍以上の行政区があって、ちょっと調べさせてみましたら、30年前、今8,000人切っちゃいましたけれども、あの当時、今よりも3,500人いたんです。だから1万1,500人、30年前いまして、10年前でも1万人いました。

そこで、かなり人口も減少しておりますので、行政区の見直しや検討の必要性が私はあるのではないかと考えていますけれども、今現在、町ではどこまでそれに対して対応しているのか、総務課長にちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

河内町における行政区は、河内町の区設置規則で設置及び運営について定められておりますが、現在72の区が設置されております。地区別では、生板地区29区、源清田地区20区、長竿地区11区、金江津地区12区となっており、各区の戸数は、三ツ家区の8戸から上金江津区の230戸までと区により異なりますが、特に生板地区や源清田地区では比較的小規模の区が設置されております。

各区は、主に旧集落を主体とした地域の自主組織として、それぞれの歴史や決まり事等により運営されていると思いますが、特に小規模な区においては、御質問にもありました、人口の減少や少子高齢化等の影響により、区長の交代や区の行事などを含めた運営が困難になっていることも課題であると認識しております。

町はこうした区の現状を踏まえ、昨年度、町長から区の再編に向けた検討の指示を受けて、9月に区の統合における意向調査を全ての区長に実施いたしました。また、今年5月

の区長会議でも、他の区との統合についての御相談や御連絡をいただくことを各区長に改めてお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） いろいろなことを今現在やられているということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、執行部の皆さんにお願いしませう。今まで質問において、いま一度、執行部の皆さんにおかれましては、このまちをこれからどのようにするのかわ、それを一番に思ひて、ほかの県でも、岡山県の奈義町とか島根県の飯南町などはかなりいろいろなことをやって成果が出てきているということも報道などで言われているし、国でもその取組を認めて、総理大臣まで視察に行っているくらいですから、本当に真剣になって、皆さんにおかれましては今後の取組をお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（牧山龍雄君） 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は追って連絡いたします。暫時休憩いたします。

午後零時16分休憩

午後1時37分開議

○議長（牧山龍雄君） それでは、休憩前より引き続き会議を再開いたします。

これより審議に入ります。

なお、本日の議案の採決は、起立による採決を行います。

○議長（牧山龍雄君） 日程2、議案第1号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めませう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めませう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（牧山龍雄君） ありがとうございます。起立全員でありますので、よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程3、議案第2号 河内町議会議員及び河内町長の選挙におけ

る選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧山龍雄君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程4、議案第3号 河内町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 私は反対の立場で討論させていただきます。

行政財産とは、公用または公共用に供し、または供することを決定した財産であり、直接公の目的のために供用されている財産であります。この行政財産に役場職員が無償で車の駐車場所として利用していることは目的外使用となっておりますが、舗装によって整備された駐車場所と碎石を敷き詰めただけの駐車場所があり、利便性が異なるにもかかわらず、利用料金は一律であり、職員間で不公平が生じるものとなります。

さらには、1台当たりの料金設定が1か月当たり250円であり、1日10円と破格な料金設定であります。この料金設定となった根拠については、先日の全員協議会にて説明を受けましたが、原理原則だけでは町民の理解が得られないのではないのでしょうか。近隣市町村の駐車料金を調査したところ、最低でも月額500円、場所によっては2,000円から3,000円超のところもある中で、月額250円、1日10円という料金設定は社会通念上いかなものかと疑問が生じます。また、現在、新庁舎検討委員会において、庁舎の建て替え等が議論されているところであります。この委員会で駐車場についても議論していただき、不公平感のない、整備された駐車場が確保されてから利用料金を徴収するべきであると考えます。

よって、河内町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、私は反対いたします。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 今、説明の中で月額250円ということでございますけれども、近隣の町村で稲敷市はまだ駐車料金をもらってないということでございますので、河内町もまだ早いのかなというような気がいたします。

近隣はそうなんですけれども、稲敷市の決定があつてから、河内町もそれに踏み切れればいいのかと思います。250円は、私は高過ぎると思っています。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） ほかに反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧山龍雄君） 起立4名でございます。よって、原案は否決されました。

○議長（牧山龍雄君） 日程5、議案第4号 令和4年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧山龍雄君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程6、議案第5号 令和5年度河内町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） お尋ねします。

産業観光交流拠点施設改修工事に8,669万1,000円の増額が上程されておりますが、産業観光交流拠点施設のプレオープンは令和4年4月であり、オープン後1年少々しか経過し

ていない上、利用者からも厳しい意見を頂戴しており、直売所やサイクルステーションの利用者が少ないなど、安定した経営状況が保たれているとは思えない状況です。

そこで、今回の改修工事を行うことによるメリットや、改修工事の成果として利用客の増加がどの程度見込まれるのか、また、現状を一番把握している、かわち夢楽のマネジャー、店長等の意見・要望について、どの程度この工事に反映されているのかをお伺いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

先日の全員協議会でも私のほうから御説明をさせていただいておりますので、ちょっと繰り返しになる部分もございますけれども、今回の工事に関しては、大きくは四つの工事を予定してございまして、それぞれの工事によるメリットを説明させていただいたんですけども、一つ目に関しましては、加工所の改修と販売レイアウトの変更工事になります。この加工所の改修に関しましては、利用予定団体から事前にヒアリングまたはアンケート調査を行わせていただいておりますので、その団体からの利用意向も含めて、加工所の改修工事の内容にも反映させていただいているところです。

ただ、利用予定団体からの調査の結果、利用頻度がさほどないということが判明いたしましたので、かわち夢楽で新たな惣菜なども出品することを予定をしておりますので、今後ですけれども、御質問にも出ましたマネジャーを含めて、新たな惣菜などの商品開発にも取り組みたいと考えております。

さらに、毎月開催されているイベントなどに出品するための調理にも、今後利用を予定させていただいております。また、その新たな惣菜ものなどを出品するためには、販売するスペースが今現在ちょっと足りませんので、それを補うためにも、サイクルステーション側に販売スペースを拡大させることを考えております。そうしたところ、現在は自転車を夜間は収納しておりますが、それが、販売スペースが拡大することによって収納することができなくなりますので、それを下屋に夜間は常時駐輪することを考えております。

次は、二つ目の下屋の拡張工事につきましては、雨天時の通路としての役割もございまして、身障者の方の駐車スペースからの乗り降りにも御利用いただけます。あとは懸念されるのが、冬の時期ですけれども西日が農産物等の商品にあたってしまうことでもありましたので、それを軽減させる対策として既存の下屋へ拡張し、増設する工事を考えております。さらに毎月行っているイベントでもテントの代わりとして、その拡張スペースを活用することも考えております。

三つ目の2階の展望テラスの工事としましては、主に三点ございまして、現状は日よけの対応として、テーブルと一体となったパラソルの席があるんですけども、こちらの暑さ対策と雨天時の雨よけなどの対応が今のところ十分ではありませんので、その上部にひさしを設置することによって、快適性の向上を図るための工事を考えております。また

現在は、外階段にも雨よけがございませんので、1階から2階に上がる際の雨よけの対策としまして、1階からカフェ店舗への通路上にも屋根を設置して、利便性の向上も図ってまいりたいと考えております。このように、ひさしを設置しますので、天候にも左右されずに常に展望テラスの利用ができますので、カフェ店舗への利用客も増えることが期待できると考えております。

最後が、太陽光発電パネルの設置工事を予定してございます。こちらにも加工所を設置することに伴いまして、厨房機器や調理器具などは電気を使いますので、使用量が増えることの対応もございませし、今後、電気料金も上がることも想定されますので、それらを軽減するための工事ということで考えております。

これらの工事を施工することによって、どれくらいのお客様が増えるかということの試算については、今のところ詳細な数字としては申し上げられませんが、利用者の方の声や関係者の方の御意見、御要望を反映させた工事でございますので、お客様の快適性や利便性が向上されれば、お客様の増加にも当然つながっていくんだらうという考えのもと、今回の補正予算の上程をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） ありがとうございます。

そこで先ほども言ったんですけれども、かわち夢楽のマネジャーとか店長とかと、当然、8,600万円もかけるわけですから、相談しているかと思うんですが、そうすると、その中で希望とか要望とかいろいろな部分を取り入れながら、あくまでも株式会社かわち夢楽の建物でありますので、その社長は町長でありますけれども、責任者はマネジャーないし店長だと思っておりますけれども、この方のやりやすいような意見とか要望とかも当然出てくると思いますが、そういった部分はどの程度反映されているのでしょうか。

○議長（牧山龍雄君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） いろいろ意見交換はしております、あと、月に1回、また来週も来るんですけれども、それでこちらの要望、向こうからの要望をキャッチボールしながら、私どもが必要だ、こういうことをしてほしいということと、向こうが例えばこういうことを何とかしてほしいというのは、意思疎通、完璧ではないとは思いますが、一応やってはおります。

また、来週か再来週には成田市場に一緒に見に行こうとか、いろいろなこれまでやってないことを少しずつやり出したところでもありますし、今回の下屋と階段と中のものは、そのときに、最初からマネジャーとかいませんから、やっぱりそのときの要望、加工所が欲しい、雨が降ったときの対策だよというのは、それはこちらが要望を聞いた中で大多数だと思います。

それで、これははっきりしたことは言えませんが、これから社長を公募する予定

でおりますので、年内には私は社長を降ろさせていただいて、経営のノウハウのある人をこれから公募して、そういった方に経営を任せたいというふうに思います。

あともう一点は、これから、来月からコンサルタント会社を入れまして、あそこのふるさと納税でどれだけ売上げが上げられるか、あとは、物の商品開発も含めて、できればグランドオープンまでに、もう少し進展させたいということがありますので、その辺も御理解いただきたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） それでは質疑を打ち切ります。

5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） 修正動議を行います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） ただいま、高橋 稔君からの動議には所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後1時59分開議

○議長（牧山龍雄君） 再開いたします。

議案第5号に対しましては、高橋 稔君外1名から、お手元に配付いたしましたとおり、修正動議が提出されております。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

5番高橋 稔君。

○5番（高橋 稔君） それでは、修正動議の説明を行いたいと思います。

本案は、議案第5号 令和5年度河内町一般会計補正予算（第2号）に盛り込まれている商工費の商工総務費の産業観光交流拠点施設改修工事に対して、不要と思える工事が計画されていること、また、令和5年11月に予定されているグランドオープン後のお客様の流れを検証するなどの調査が必要と思われるため、現時点では時期尚早とし、当該予算を減額するため予算の一部を修正しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 以上で提出者の説明が終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

本件については修正案が提出されておりますので、討論の順番は、本案賛成者、次に本案・修正案いずれにも反対の者、次に本案賛成者、次に修正案賛成者の順に行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） これにて討論を終わります。

これより採決いたします。

まず、議案第5号 令和5年度河内町一般会計補正予算（第2号）に対する高橋 稔君ほか1名の議員から提出されました修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧山龍雄君） 起立6名です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について採決をいたします。

修正決議した部分を除く部分については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。原案についてです。

〔賛成者起立〕

○議長（牧山龍雄君） 起立6名です。したがって、修正案を除く部分は原案のとおり可決されました。

○議長（牧山龍雄君） 次に、日程7、議案第8号 町有財産（旧金江津中学校）の無償貸付の更新契約についてを議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧山龍雄君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程8、委員会提出議案第1号 河内町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

宮本議会運営委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長宮本秀樹君登壇〕

○議会運営委員長（宮本秀樹君） 委員会提出議案第1号、提案理由を説明いたします。

河内町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

河内町議会の議員の定数は、平成23年9月より12人に条例を改正し、それ以降、当該定数にて計3回の議会議員一般選挙が執行されております。

当町における人口減少は著しく、平成22年の国勢調査では1万172人であったところ、令和2年の国勢調査では8,231人となりました。そのような中、令和元年9月定例会において、1名減の定数条例改正案が提出されました。提案理由としては、人口比による減でありましたが、討論の中では、単に人口の視点からの削減がありきではなく、地域性や議員の仕事についても押さえる必要があるとの反対意見が多く、賛成少数という結果で現状維持となりました。

その後の町議会議員選挙では無投票となり、当該結果を受けて、昨年4月から議会議員全員で構成しております議員研修会において、改めて議員定数の考え方、議員の成り手不足の解消などを鋭意協議してまいりました。議員研修会での主な発言を申し上げますと、現在2名欠員の状況でも議会運営の支障が出てこないこと、将来人口の動向、住民からの意見や団体等へのアンケートの結果を総合的に判断し、2名減の10名が望ましいと決定いたしました。

この条例は、次の町議会議員選挙から適用になります。

議員各位の御賛同を賜りたくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

なお、今回の議員定数の削減によって議会の弱体化を招くことがないように、議員一人一人が不断の努力により資質の向上に努め、住民から信頼される議会を目指してまいります。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧山龍雄君） 起立全員であります。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程9、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申出がありました。お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。これにて、令和5年第2回河内町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後2時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員